老人福祉事業	収益	居在介護支援収益
		居宅サービス収益
		居宅サービス利用者等利用料収益
		福祉受託料収益
		福祉雑収入
		計
	費用	福祉材料費
		福祉消耗器具備品費
		その他の福祉材料費
		計
養成事業	収益	授業料収益
		養成賄収益
		養成補助金
		養成雑収入
		計
	費用	養成手当
		養成経費
		養成委託費
		計
○○事業	収益	
		計
	費用	
		計

（記載上の注意）

連合会が行っている医療事業以外の事業について記載すること。

第11～第13　（略）

第10～第12　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第百二十六条の二、第百三十四条、第百四十一条、第百九十三条、別紙様式第一号の二㈡、別紙様式第三号㈠、別紙様式第六号㈠（第11付表2に係る部分を除く。）、別紙様式第七号㈠（第10付表2に係る部分を除く。）、別紙様式第八号㈠、別紙様式第九号㈠及び別紙様式第十号㈠の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年一月一日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

2　新農協法施行規則別紙様式第六号㈠（第11付表2に係る部分に限る。）及び別紙様式第七号㈠（第10付表2に係る部分に限る。）の規定は、平成三十年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、平成三十年一月一日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。